

平成28年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成28年3月2日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成28年3月2日	午前9時30分宣告(第1日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 伊藤 勇二	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 深木 健宏 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

行政委員	<p>教育委員会委員長 鶴丸 浩</p> <p>代表監査委員 瓜生 英明</p> <p>農業委員会副会長 岡田 哲夫</p> <p>選挙管理委員会委員長 岡嶋 雅司</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 内匠 紀一郎</p> <p>公平委員会委員長 藤原 佑二</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大内 美香</p> <p>議会事務局長補佐 小村 雄一</p>
町長提出議案の題目	<p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>承認第 1 号 三郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について</p> <p>議案第 1 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 2 号 平成 27 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 3 号 平成 27 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 4 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）</p> <p>議案第 5 号 平成 28 年度三郷町一般会計予算</p> <p>議案第 6 号 平成 28 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p> <p>議案第 7 号 平成 28 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算</p> <p>議案第 8 号 平成 28 年度三郷町下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 9 号 平成 28 年度三郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 10 号 平成 28 年度三郷町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 11 号 平成 28 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>議案第 12 号 平成 28 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計予算</p> <p>議案第 13 号 平成 28 年度三郷町水道事業会計予算</p> <p>議案第 14 号 三郷町行政不服審査会条例の制定について</p> <p>議案第 15 号 三郷町行政不服審査法等手数料条例の制定について</p> <p>議案第 16 号 三郷町情報公開条例及び三郷町個人情報保護条例の一部改正について</p> <p>議案第 17 号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について</p> <p>議案第 18 号 三郷町職員定数条例の一部改正について</p> <p>議案第 19 号 三郷町の費用弁償に関する条例の一部改正について</p>

	<p>議案第 2 0 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 4 号 三郷町介護給付費準備基金条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 5 号 三郷町文化センター条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 6 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 7 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 8 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 2 9 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 0 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 1 号 平成 2 7 年度勢野小山田地区道路築造工事（社会資本総合整備事業）請負契約の締結について</p> <p>議案第 3 2 号 平成 2 7 年度町道立野 3 4 号線道路改良工事（社会資本総合整備事業）請負変更契約の締結について</p> <p>議案第 3 3 号 三郷町道路線の認定について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 1 号 障害者総合支援法の改定は「基本合意」や「骨格提言」、障害者権利条約を反映させたものになることを求める意見書</p> <p>発議第 2 号 教育予算を国際水準並みにすることを求める意見書</p> <p>発議第 3 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 9 番 山 田 勝 男 1 0 番 深 木 健 宏

平成 2 8 年 第 1 回 (3 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 3 月 2 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 承認第 1 号 三郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について
- 第 6 議案第 1 号 平成 2 7 年度三郷町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 7 議案第 2 号 平成 2 7 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 3 号 平成 2 7 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 9 議案第 4 号 平成 2 7 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)
- 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計予算
- 第 1 1 議案第 6 号 平成 2 8 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 7 号 平成 2 8 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 第 1 3 議案第 8 号 平成 2 8 年度三郷町下水道事業特別会計予算
- 第 1 4 議案第 9 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度三郷町水道事業会計予算
- 第 1 9 議案第 1 4 号 三郷町行政不服審査会条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 三郷町行政不服審査法等手数料条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 三郷町情報公開条例及び三郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 三郷町職員定数条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 三郷町の費用弁償に関する条例の一部改正について

- 第 2 5 議案第 2 0 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一
部改正について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一
部改正について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 4 号 三郷町介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 第 3 0 議案第 2 5 号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 第 3 1 議案第 2 6 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 2 議案第 2 7 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 第 3 3 議案第 2 8 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 第 3 4 議案第 2 9 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 5 議案第 3 0 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度勢野小山田地区道路築造工事（社会資本総合整
備事業）請負契約の締結について
- 第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度町道立野 3 4 号線道路改良工事（社会資本総合
整備事業）請負変更契約の締結について
- 第 3 8 議案第 3 3 号 三郷町道路線の認定について
- 第 3 9 提案理由の説明
- 第 4 0 発議第 1 号 障害者総合支援法の改定は「基本合意」や「骨格提言」、障害
者権利条約を反映させたものにすることを求める意見書
- 第 4 1 発議第 2 号 教育予算を国際水準並みにすることを求める意見書
- 第 4 2 発議第 3 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書
- 第 4 3 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 8 年第 1 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございました。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆さん、おはようございます。

本日、三郷町告示第 2 号によりまして、平成 2 8 年第 1 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、諮問案件 2 件、承認案件 1 件、議決案件 3 3 件の計 3 6 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、9 番、山田勝男議員、1 0 番、深木健宏議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 1 1 日までの 1 0 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 1 1 日までの 1 0 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第 3、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」から日程第 3 8、「議案第 3 3 号、三郷町道路線の認

定について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 3 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について |
| 日程第 4 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について |
| 日程第 5 | 承認第 1号 | 三郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の
専決処分について |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 平成27年度三郷町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算
（第3号） |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 平成27年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算
（第5号） |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 平成28年度三郷町一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 平成28年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会
計予算 |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 平成28年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 平成28年度三郷町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 平成28年度三郷町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 平成28年度三郷町介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第11号 | 平成28年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第12号 | 平成28年度三郷町勢野北部用地整理事業特別会計
予算 |
| 日程第18 | 議案第13号 | 平成28年度三郷町水道事業会計予算 |
| 日程第19 | 議案第14号 | 三郷町行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第15号 | 三郷町行政不服審査法等手数料条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第16号 | 三郷町情報公開条例及び三郷町個人情報保護条例の
一部改正について |
| 日程第22 | 議案第17号 | 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ |

いて

- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 三郷町職員定数条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 三郷町の費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 三郷町介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 三郷町文化センター条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 0 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度勢野小山田地区道路築造工事（社会資本総合整備事業）請負契約の締結について
- 日程第 3 7 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度町道立野 3 4 号線道路改良工事（社会資本総合整備事業）請負変更契約の締結について
- 日程第 3 8 議案第 3 3 号 三郷町道路線の認定について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第39、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、平成28年度予算編成方針について私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

年明けから国内の経済情勢は、世界的な株価の下落など不安要素はあるものの、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現や、地方創生に直結するための取り組みといった諸施策の推進等により、雇用・所得環境を引き続き改善することで、民需による持続的な経済成長が見込まれているところであります。

このような中、国においては、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について真正面から取り組むとともに、喫緊の重要課題に対しては、経済・財政再生計画の趣旨を踏まえ、優先順位を見きわめながら、適切に対処することとしています。このような情勢の中、本町におきましても、町民の皆さんが安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、町政を推進しているところであります。

改めて平成27年度を振り返りますと、これからの町政の指針となるまちづくり総合戦略の策定、中学校建てかえに伴う基本設計の策定、ごみの減量化・資源化の推進、公園照明のLED化、地産地消・食育を推進する教育ファーム実践事業など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、一步ずつ着実に各種事業を進めることができました。

新年度におきましても、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展と充実を目指して、防災対策、生活環境対策、健康福祉対策、教育振興対策など、喫緊の諸課題をさまざまな角度から精査し、効率的かつ積極的に各施策を進めてまいり所存であります。このことを踏まえ編成いたしました平成28年度一般会計予算の規模は80億2,000万円、前年度比2億5,300万増となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容についてご説明申し上げます、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、平成28年度は、町制施行50周年の大きな節目の年を迎えます。

そこで、本年5月8日の記念式典を皮切りに、その節目を町民の皆さんとともに祝い、本町が今後さらに大きく飛躍するための記念すべき年となるよう、さまざまな事業を実施するための経費を計上いたしました。

続きまして、防災対策であります。

いつ発生するか分からない災害に備えて、これまでの防災備蓄品の購入に加え、災害発生時に情報収集が瞬時にできるよう、雨量、風速、気圧、気温がピンポイントに計測できる気象観測システムを新たに導入するとともに、最新の土砂災害警戒区域や避難場所等の情報を記した防災ハザードマップを更新するための経費を計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

昨今、犯罪の手口の多様化や凶悪化が社会問題となっており、町民の皆様の大切な命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、防犯カメラを計画的に町内各所へ設置してまいりたいと考えているところであります。

そこで、まず、平成28年度では、次代を担う子ども達の安心・安全のため、通学路を中心に防犯カメラを設置する経費を計上するとともに、地域における自主的な防犯活動として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しましても、設置費用の一部を補助する経費をあわせて計上いたしました。

また、まちを明るくしたい、犯罪を減らしたい、CO₂の排出を減らしたいとの思いのもとに実施しております町内施設のLED化につきましては、道路や公園の照明灯に加えまして、今回、新たに文化センターと役場庁舎の照明のLED化を進める経費を計上いたしました。

次に、現在、個人の住宅に再生可能エネルギーによる発電システムを設置していただいた方に対し費用の一部を補助しているところでありますが、繰り返し使用でき、環境への負荷も少ない再生可能エネルギーを今後さらに推進していくために、まずは、町内のエネルギーの賦存量調査を実施し、エネルギーの地産地消につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、議員各位もご承知のとおり、ごみ処理の広域化を進めるに当たり、山辺・県北西部広域環境衛生組合が設立されたことから、同組合への負担金を計上したものであります。

続きまして、健康福祉対策であります。

高齢者福祉の充実につながる地域密着型サービス施設として、グループホーム

を新設される事業者への整備事業補助金を計上いたしました。また、障害者の社会参加を促進するための就労支援対策として、施設清掃や管理業務を委託する業務の一元化を図ることといたしました。

次に、中学校卒業までの子どもの入院及び通院の一部を助成する子ども医療費助成及び18歳到達の年度末までの子どものいるひとり親家庭を対象に、医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成につきましては、平成28年度より所得制限を撤廃することといたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

観光客のさらなる集客に向けまして、国の登録有形文化財である開運橋の歴史的価値を町外へアピールするため、その構造デザインや歩道をライトアップするための経費を計上いたしました。また、地域創生先行型交付金を利用して、整備したWi-Fi環境を活用し、観光客が手軽に町内を散策できるよう、観光案内アプリを作成する費用を計上いたしました。

次に、教育振興対策であります。

学校教育現場において、情報化の進展にあわせ、ICTを効果的に活用して子ども達の学習意欲を高めるとともに、情報活用能力を育成できるよう、ICT教育環境整備の経費を計上いたしました。また、災害時の避難場所に指定されている三郷小学校及び三郷北小学校に、公共施設再生可能エネルギー導入補助金を活用し、環境と災害等の緊急時にも効果的な太陽光発電システムを導入することといたしました。

次に、中学校建替事業におきまして、現在作成中の基本設計をもとに、検討委員会で協議した内容も取り入れた詳細設計を作成いたします。また、平成29年度の着工に向けまして、用地補償及び外周道路を整備するものであります。

次に、文化・スポーツの振興であります。

町内外に歴史や文化を伝承するため、町内で詠まれたとされる万葉歌の歌碑を設置いたします。また、ウォーターパークにおきまして、老朽化に伴う屋内プールの天井改修工事等を実施するものであります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。2,090万8,000円で、前年度比20.9%の減とするものであります。平成17年度から、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、

本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。473万3,000円で、前年度比0.9%の減とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、下水道事業特別会計予算であります。8億8,150万2,000円で、前年度比3.5%の減とするものであります。公共下水道事業といたしましては、引き続き、緑ヶ丘地区、勢野東地区を中心に整備を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。29億2,766万円で、前年度比0.3%の増とするものであります。年々増加する医療費に対応できるよう、保健予防の充実を図りつつ、今後も本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。介護保険事業として18億729万6,000円、また、地域包括支援センターの直営化に伴い、新たに介護サービス事業として1,021万6,000円の合わせて18億1,751万2,000円で、前年度比2.8%の減とするものであります。誰もが住みなれたまちで介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。3億2,220万8,000円で、前年度比5.6%の増とするものであります。医療保険制度全体の状況を注視し、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、勢野北部用地整理事業特別会計予算であります。1億653万7,000円で、前年度比20.3%の減となったもので、勢野北部用地の販売経費と一般会計への繰出金を計上したものであります。

最後に、水道事業会計についてであります。

本年度の予算は、平成26年3月に策定した三郷町水道事業基本計画に基づき、水道施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、水源の水質保全に努めるなど、安心して安全な水の安定供給に配慮した予算といたしました。

まず、収益的収入といたしましては、給水収益など総額6億9,499万4,

000円、前年度比0.5%増を計上し、収益的支出といたしましては、人件費を初め県営水道受水費、引当金、企業債支払利息など経常的に必要な経費として、総額6億6,948万7,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしましては、給水分担金、水質改善下水道事業に伴う配水管布設替工事負担金、企業債の借入れ、補助金などで2億2,249万2,000円を計上するとともに、資本的支出といたしましては、基本計画事業の実施に伴う建設改良費、企業債償還金、リース資産購入費などで、総額3億6,143万7,000円を計上いたしました。

平成28年度は基本計画の3年目となり、基本理念である「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、適切に事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

以上が平成28年度予算の概要であります。

それでは、ここからは新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

まず、諮問第1号につきましては、前委員の辞任により現在欠員が生じていることから、新たに人権擁護委員候補者を推薦したいと考えるものであります。

候補者の田淵千枝氏におかれましては、長年、自治会の役員として、地域活動に積極的に取り組まれてこられた経験を有しておられます。また、識見が高く、地域住民の方からの信望も厚く、人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

また、諮問第2号につきましては、現委員の岡田宣子氏の任期が本年6月30日付をもって満了となることに伴うものであります。

岡田氏におかれましては、平成16年1月に人権擁護委員に就任いただき、以来、人権相談や人権啓発活動等に熱心に取り組んでいただいているところであります。このことから、引き続き人権擁護委員に推薦したいと考え、議会の意見を求めるものであります。

次に、「承認第1号、三郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の専決処分について」であります。

本条例の改正につきましては、地方税法施行規則の一部が改正され、平成27年12月25日に公布されたことから、同日付をもって専決処分したものであります。

内容といたしましては、町民税及び特別土地保有税の減免について、申請書への個人番号の記載が不要となったことから、所要の改正を行ったものであります。

次に、「議案第1号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

既決予算に2億3,621万3,000円を追加し、補正後の予算総額を80億8,745万4,000円とするものであります。

人事院勧告に伴う職員等の給料・手当等の改正や人事異動に係る人件費を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では、情報管理費におきまして、情報漏えい対策として、内部情報系・基幹系ネットワーク再構築の補正予算を昨年9月の定例会において議決いただきましたが、その後、総務省の方針により、当該ネットワークが個人番号利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系の3層に分離・分断するよう変更され、当初のシステム構成を大きく見直す必要が生じたことから、先の補正分を減額する一方、新たなネットワーク再構築費用が必要となることから、情報管理費で4,682万2,000円を増額するものであります。

次に、現在策定中であります、まちづくり総合戦略の具体的な施策の一つとして、家庭や身近な場所で仕事ができる生活環境の提案を掲げているところでありますが、本町の特色を生かし、今回、これからの子育てと生涯活躍のまちを推進するテレワーク事業を新たに実施するため、国の補正予算である地方創生加速化交付金を活用し、サテライトオフィスの設置やC C R Cを推進する経費として、企画費で8,000万円を計上するものであります。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律が本年1月28日に成立し、選挙人名簿の登録要件が変更となったこと及び選挙権年齢を18歳に引き下げのためのシステム改修を行うため、選挙管理委員会費で48万6,000円を計上するものであります。

続きまして、民生費といたしまして、社会福祉総務費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金と、町長におまかせから振り分けた分を社会福祉振興基金へ積み立てるため46万4,000円の

増額を、国民健康保険特別会計への繰出金といたしまして、低所得者に対する国税の軽減措置の交付基準額が拡充されたことから、保険基盤安定負担金で3,151万円の増額を、高齢者の割合が高い等の理由による給付費の増加対策事業である財政安定化支援事業の費用が確定したことから957万2,000円の減額を、それぞれ合わせまして、社会福祉総務費で2,240万2,000円を追加するものであります。

また、後ほど説明いたします介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、老人福祉総務費で1,079万9,000円を減額するものであります。

次に、臨時福祉給付金事業といたしまして、国の補正予算が可決され、低所得の高齢者一人につき3万円の年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給することとなったことから、臨時福祉給付金事業費で7,557万円を計上するものであります。

次に、児童福祉総務費におきまして、保育所等における保護者の利用者負担について、低所得者を対象とした軽減措置が実施されるため、子ども子育て支援システムの改修が必要となったことから151万2,000円を、また、保育園児童措置委託において、保育士処遇改善加算などの単価が大幅に改正されたことに加え、他市町村の公立保育所等を利用した場合に負担する施設型給付の利用者数が増加したことから2,559万6,000円を、それぞれ増額するものであります。

続きまして、衛生費では、例年より多くの方が予防接種を受診されたことから、予防費で770万5,000円を追加するものであります。

続きまして、商工費におきましても、今年度のふるさと寄附金で、観光施設整備事業への活用を希望された寄附金と町長におまかせから振り分けた分を観光施設整備基金へ積み立てるため、観光費で45万5,000円を計上するものであります。

続きまして、土木費では、後ほど説明いたします下水道事業特別会計の補正予算に伴い、下水道整備費で1,235万7,000円を減額するものであります。

続きまして、教育費においても、今年度のふるさと寄附金において、教育振興事業への活用を希望された寄附金と町長におまかせから振り分けた分を合わせまして40万5,000円を、また、文化振興事業への活用を希望された寄附金と

町長におまかせから振り分けた分を合わせまして36万1,000円を、それぞれの基金へ積み立てるため、事務局費及び社会教育総務費で同額をそれぞれ計上するものであります。

一方、歳入では、企業の業績が改善されたことにより、配当割交付金で800万円、株式等譲渡所得割交付金で1,600万円をそれぞれ増額するものであります。

また、消費税率の引き上げとその引き上げ分に係る算定基準が変更され増収となったことから、地方消費税交付金で1億200万円を、エコカー減税の燃費基準が変更され、軽減率が減少したことから、自動車取得税交付金で500万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出で説明いたしました国民健康保険特別会計での保険基盤安定負担金の関連として、国庫負担金で1,348万5,000円、県負担金で1,014万4,000円をそれぞれ増額するとともに、保育園児童措置委託の補正に伴い、国庫負担金で1,851万5,000円、国庫補助金で30万円、県負担金で925万7,000円をそれぞれ増額し、県補助金で948万2,000円を減額するものであります。

また、国庫補助金といたしまして、臨時福祉給付金事業で7,557万円を、子ども子育て支援事業で75万6,000円を、選挙システム改修に伴い16万2,000円を、地方創生加速化事業で8,000万円をそれぞれ計上するものであります。

また、情報セキュリティ対策強化事業に伴い、国庫補助金で685万円、町債で680万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、大和川ジョギングルート整備事業の実施に当たり、県に申請しておりました奈良モデル推進補助金が採択されたことから、県補助金で925万8,000円を追加するものであります。

また、ふるさと寄附金の実績に基づき、一般寄附金で168万5,000円を追加するとともに、財政調整基金繰入金を1億1,808万7,000円減額することで収支を合わせるものであります。

なお、職員の人件費に関しましては、本年8月に人事院が給料月額を平均0.4%、勤勉手当を0.1カ月分、地域手当の支給割合をそれぞれ引き上げる勧告を行い、10月には、奈良県人事委員会においても、人事院勧告に準拠した内容

での勧告が行われました。

本町でも、国・県の勧告内容と同様に、給料月額、勤勉手当及び地域手当の改正を行うとともに、議会議員を初め、町長、副町長、教育長の期末手当の改正も踏まえ、それぞれの科目において補正予算を計上したもので、人事異動に係る人件費の変動分も合わせ、一般職の給与費で651万1,000円を減額するとともに、特別職を含め、手当等で1,541万円を増額するものであります。

また、共済費につきましては、昨年10月からの標準報酬制移行に伴い、共済費の算定基礎額及び負担金率に変更となったことから、特別職も含め、676万8,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費であります。公会計システムの導入に当たり総務省の方針決定がおくれたことから、公会計と財務会計のシステムの連携業務が年度末までに完了できないため、財務会計システム公会計連携対応業務で49万7,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、情報セキュリティ対策強化ネットワーク再構築業務及び地方創生加速化交付金事業につきましては、今回の国の補正予算で新たに追加された補助事業であり、年度末までに完了できないことから、4,811万4,000円及び8,000万円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

次に、民生費関連におきましても、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業及び子ども子育て支援システム改修業務につきましては、今回の国の補正予算で追加された補助事業であり、年度末までに完了できないことから、7,557万円及び151万2,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越すものであります。

次に、勢野小山田地区道路築造工事において、地権者との協議に時間を要したことから、年度内に完了が見込めないため、7,300万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、三郷中学校建替事業において、仮設校舎設置の条件整理に不測の日数を要したことから、年度内に業務の完了が見込めないため、3,046万9,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、文化ホール電動式移動観覧席入替工事におきましても、天井部分の非構造部材改修と観覧席設置の工程調整に不測の日数を要したことから、年度内に完了が見込めないため、5,248万8,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第2号、平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

既決予算から1億917万1,000円を減額し、補正後の予算総額を8億663万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、公共下水道への接続が当初の見込みより増加したことから、歳入では分担金で、歳出では下水処理施設排水分担金の積立金として下水道総務費で、それぞれ588万6,000円を追加するとともに、先ほど説明いたしました人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正として、退職手当負担金も含め、25万1,000円を追加するものであります。

次に、下水道整備事業に係る国費の配分が減額となり、事業費を見直す必要が生じたことから、歳出では公共下水道事業費で、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正を合わせ1億1,530万8,000円を減額するとともに、歳入におきましても、国庫補助金で4,040万円、町債で6,230万円を、一般会計繰入金で1,235万7,000円を、それぞれ減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、平成27年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に796万9,000円を追加し、補正後の予算総額を29億2,680万9,000円とするものであります。

内容といたしまして、保険財政共同安定化事業におきまして、拠出金の額が確定したことから、歳出では同事業拠出金を、歳入では同事業交付金を、それぞれ796万9,000円増額するものであります。

また、先ほど説明いたしました一般会計の補正に伴い、一般会計繰入金で2,193万8,000円を増額するとともに、基金繰入金で同額を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第4号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)」についてであります。

既決予算から6,306万5,000円を減額し、補正後の予算総額を18億4,049万1,000円とするものであります。

内容といたしまして、保険給付事業におきまして、介護報酬の改定があったことに加え、介護予防の成果等によりサービスの利用がそれぞれ増減したことから、居宅介護サービス給付費で7,744万1,000円、施設介護サービス等給付

費で2,367万3,000円、居宅介護サービス計画給付費で768万3,000円をそれぞれ減額し、地域密着型介護サービス給付費で1,834万4,000円、介護予防サービス計画給付費で117万7,000円、高額介護サービス費で281万3,000円、特定入所者介護予防サービス費で7万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増額に伴い、国庫負担金で1,609万4,000円、支払基金交付金で2,418万9,000円、県負担金で1,198万3,000円、一般会計繰入金で1,079万9,000円をそれぞれ減額するとともに、歳出の基金積立金で2,332万3,000円を追加することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第14号、三郷町行政不服審査会条例の制定について」及び「議案第15号、三郷町行政不服審査法等手数料条例の制定について」であります。これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例につきましては、行政不服審査法の全部改正により、従来の不服申し立て制度が審査請求に一元化され、審理員による審理や外部諮問機関への諮問が導入されるなど、手続が全面的に見直されたことに伴い制定するものであります。

まず、行政不服審査会条例の内容といたしましては、行政処分に対して審査請求があった場合に、審理員による審理を経て審査庁に送付される審理員意見書の妥当性を判断する外部諮問機関として三郷町行政不服審査会を設置するため、その組織及び運営等について定めるものであります。あわせて、同条例の付則におきまして、当該審査会委員の報酬を日額8,000円とする改正を行うものであります。

次に、三郷町行政不服審査法等手数料条例の内容といたしましては、行政不服審査法の規定により、審理員または審査長に提出された書類及び外部諮問機関に提出された資料の写しを審査請求人等に交付する際の手数料及び減免規定を定めるものであります。

なお、これらの条例につきましては、行政不服審査法の施行期日と同日の本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第16号、三郷町情報公開条例及び三郷町個人情報保護条例

の一部改正について」及び「議案第17号、三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。これらの議案につきましても、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例の改正につきましても、先ほども説明いたしました行政不服審査法の全部が改正されたことに伴い行うものであります。

まず、三郷町情報公開条例及び三郷町個人情報保護条例の改正内容といたしましては、行政不服審査法に基づく審査請求について、従来どおり合議制の外部諮問機関である情報公開及び個人情報審査会で審査を行うことができるよう、同法による審理員等の手続の適用外とするとともに、その他の文言整理を行うものであります。

次に、三郷町固定資産評価審査委員会条例の内容といたしましては、行政不服審査法及び同法施行令の施行に伴い、関係条文に所要の改正を行うとともに、同委員会における審査手続について文言整理を行うものであります。

なお、これらの条例につきましても、行政不服審査法の施行期日と同日の本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第18号、三郷町職員定数条例の一部改正について」及び「議案第19号、三郷町の費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。これらの議案につきましても、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例の改正につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が本年4月1日から施行されることに伴い、関係条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行い、同法の施行期日と同日の本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第20号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第21号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」につきましても、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正については、人事院勧告に伴い国家公務員の特別職の給与が改定されることに鑑み、議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改正を行うものであります。

内容といたしましては、平成27年12月の期末手当の支給割合を0.05カ月分引き上げ1.675カ月分とするもので、平成27年12月1日から適用するものであります。

また、来年度以降の期末手当につきましては、その0.05カ月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025カ月分に振り分け、6月期を1.5カ月分、12月期を1.65カ月分とし、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第23号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額、勤勉手当及び地域手当を改めるものであります。

内容といたしましては、給料月額について、若年層を中心に平均0.4%引き上げるとともに、平成27年12月の勤勉手当を0.1カ月分引き上げ0.85カ月分とするもので、平成27年4月1日から適用するものであります。

また、来年度以降につきましては、勤勉手当引き上げ分0.1カ月分を、6月期と12月期にそれぞれ0.05カ月分振り分け0.8カ月分とするとともに、地域手当の激変緩和措置を撤廃して、本則どおりの6%とするものであります。

あわせまして、地方公務員法の改正に伴い、給料表における各等級別の職務基準となる等級別基準職務表について、本町の規則で定めております同表を条例で定める必要があることから、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第24号、三郷町介護給付費準備基金条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、地域包括支援センターの直営化に当たり、介護保険に関する特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する必要があるため、本年4月1日から、当該特別会計の名称を三郷町介護保険特別会計に変更するため、本条例の引用条文に所要の改正を行い、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第25号、三郷町文化センター条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、文化ホールの移動観覧席入替工事の完了後、観

覧席を格納して客席側のフロアを使用することで、多目的な利用が可能となることから、使用料を改定するものであります。

内容といたしましては、現行の文化ホールの使用料が舞台を含むホール全体の使用についてのみ設定されていることから、ホール使用率の向上のため、客席を格納してフロアのみを使用する場合の使用料を新たに設定するもので、当該使用料については、舞台を含んだ場合の現行使用料の70%の額とするものであります。

あわせて、ホールの附属設備の使用料について、使用見込みのない設備等が一部含まれることから、これらの附属設備の項目整理を行うものであります。

なお、施行期日については本年4月1日からとし、本年5月10日以後の使用分から適用するものであります。

続きまして、「議案第26号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」及び「議案第27号、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」、これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例の改正につきましては、子育て支援の一環として、子育てのしやすい環境を整備し、中学校卒業までの子どもの入院及び通院の一部を助成する子ども医療費助成制度、及び18歳到達の年度末までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に医療費の一部を助成するひとり親家庭等医療費助成制度に設けております所得制限を撤廃するため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行し、同日以後に行われた診療等に係る医療費から適用するものであります。

続きまして、「議案第28号、三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、本条例における国の基準が改正されたことに伴い行うものであります。

内容といたしましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員について、現行の25人以下から29人以下とするとともに、当該定員が25人を超えた場合における利用定員について、国の基準に合わせて規定するため、所要の改正及びその他の文言整理を行うものであります。

なお、本改正は本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第29号、三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、本条例における国の基準が改正されたことに伴い行うものであります。

主な内容といたしましては、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員について、現行の25人以下から29人以下とするとともに、当該定員が25人を超えた場合における利用定員について、国の基準に合わせて規定するため、所要の改正を行うものであります。

また、従来の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に名称を変更する等、その他の文言整理を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第30号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関して、同一の事由により、ほかの法律による年金としての給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率について、政令の基準に合わせて改正するものであります。

また、あわせまして、行政不服審査法の施行に伴い、異議申し立ての手続が審査請求に一元化されることから、所要の文言整理を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第31号、平成27年度勢野小山田地区道路築造工事(社会資本総合整備事業)請負契約の締結について」であります。

本案につきましては、勢野小山田地区の市街化を促進するとともに、平成27年4月1日に供用開始いたしました勢野北地区と美松ヶ丘地区を結ぶ信貴山麓線の整備効果の拡大を目的として、同地区と当該路線を接続する新たな道路築造工事の請負契約を締結するものであります。

今回、一般競争入札の結果、生駒郡三郷町立野北1丁目22番65号、株式会社山岡組代表取締役 山岡告章を契約の相手方とし、6,004万6,920円で請負契約を締結するもので、平成29年2月での工事完了を予定しているものであります。

続きまして、「議案第32号、平成27年度町道立野34号線道路改良工事(社

会資本総合整備事業)請負変更契約の締結について」であります。

本案につきましては、町道立野34号線改良工事におきまして、施工区間の大部分で、舗装の厚みが設計値よりも大幅に大きいことが判明いたしました。このことから工事内容の変更及び追加工事が必要となったため、請負変更契約を締結するもので、当初の契約金額6,264万円に463万3,200円を増額し、変更後の契約金額を6,727万3,200円とするものであります。

最後に、「議案第33号、三郷町道路線の認定について」であります。

本案につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、信貴山麓線と勢野小山田地区を結ぶ新たな道路整備を進めていくに当たり、地権者の同意が得られたことから、道路法第8条第2項の規定により新たに町道認定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長(伊藤勇二) 以上で、提案理由の説明を終結します。

(議案朗読)

議長(伊藤勇二) 日程第40、「発議第1号、障害者総合支援法の改定は『基本合意』や『骨格提言』、障害者権利条約を反映させたものにすることを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐(小村雄一) 朗読いたします。

発議第1号、平成28年3月2日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

障害者総合支援法の改定は「基本合意」や「骨格提言」、障害者権利条約を反映させたものにすることを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。賛成者 久保安正、南 真紀。

2016年の通常国会に、「障害者総合支援法」の改定法案が法の附則3条にもとづき提出される予定です。障害者総合支援法は、障害が重い人ほど負担が重くなる「応益負担」の仕組みを導入した障害者自立支援法に代わり、2013年に施行されました。しかし、障害者自立支援法をベースにして法律の名前を変えただけの「改定」ととどまったため、障害者総合支援法には障害者から厳しい批判が寄せられ、深刻な問題や矛盾が次々浮き彫りになっています。

その一つが、総合支援法7条の「介護保険優先原則」を根拠に、65歳を迎え

た障害者が半強制的に介護保険に移行させられ、それまで無料だった利用料が有料になったり、サービスの打ち切り・縮小が生じたりする問題です。「65歳過ぎても障害福祉サービスを利用して暮らしたい」と7条廃止を求める違憲訴訟も起きています。

ところが厚労相の諮問機関・社会保障審議会障害者部会が昨年12月14日にまとめた法改定のたたき台となる報告書は、「介護保険優先原則を維持することは一定の合理性がある」として障害者の願いに背を向けています。さらに報告書では、公費支出抑制のためボランティア等の活用の検討、グループホーム利用者を重度障害者に限定する方向性も示しています。現在無料の低所得者の障害福祉サービス利用料について、「他制度とのバランスや公平性」を踏まえるなど負担拡大をにじませていることも重大です。

国は2010年に、障害者自立支援法違憲訴訟団と「基本合意」を結び、「国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合福祉法制を実施する」との約束がなされました。2011年には、障害者自立支援法に代わる新法をめざして国が組織し、障害者も当事者として加わった障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会が、「基本合意」や障害者権利条約を土台にした「骨格提言」をまとめました。また、国連の障害者権利条約を、日本は2014年1月に批准し、同2月から国内での効力が発生しました。締約国は、障害者の権利実現に必要な措置を取ることが義務付けられ、効力発生後2年以内(今年2月)に1回目の政府報告を国連に提出することが求められています。

障害者総合支援法の見直しは、「基本合意」や「骨格提言」の原点に立ち返ることこそ必要です。それは、障害者権利条約を批准し、障害者施策の拡充を約束した政府の責任です。よって「障害者総合支援法」の改定について下記のことを求めます。

記

1. 「障害者総合支援法」の改定は、障害者自立支援法違憲訴訟団がかわした「基本合意」、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」、そして障害者権利条約を反映させたものにする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2016年3月、奈良県三郷町議会。

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(伊藤勇二) ただいま朗読の発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

1番、神崎静代議員。

1番(神崎静代)(登壇) それでは、基本合意や骨格提言、障害者権利条約を反映させた障害者総合支援法の改定を求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

2006年に施行された障害者自立支援法は、障害が重ければ重いほど負担が増える応益負担を根幹に据えており、障害者やその家族、そして施設運営や福祉労働者を苦しめるものでした。障害者自立支援法の廃止を求める障害者らの運動の全国的な広がりを背景に、自立支援法にかわり、2013年に障害者総合支援法が施行されました。しかし、障害者総合支援法は、障害者自立支援法をベースにして、法律の名前を変えただけの改定にとどまりました。

今回の法改定は、総合支援法制定に多くの障害者が反対する中、政府が法律に盛り込まざるを得なかった、3年をめどに見直すとした法の付則3条に基づくものです。ですから、今回の見直しは、単に法施行3年の節目としての部分的な改定を行うというものではなく、法が誕生した経緯、つまり、2010年に国と障害者自立支援法違憲訴訟団が交わした基本合意、障害者自立支援法にかわる新法を目指して国が組織した総合福祉部会が2011年にまとめた骨格提言、そして2014年に批准した国連の障害者権利条約を踏まえて、抜本的な見直しをしなければならないものです。

2006年に採択された国連の障害者権利条約は、どんなに重い障害があっても、障害のない市民と同様に地域で暮らし、学び、働き、スポーツ・旅行・趣味を楽しみ、情報のやりとりをする権利の保障などを掲げています。

障害者権利条約第30条は、条約の実行監視に障害者団体などの関与と参加を求めています。この条約づくりの過程で、私たちを抜きに私たちのことを決めないでという合い言葉が関係者に広がり、当事者の参画の実質化を進めたことが障害者権利条約の成果です。

また、国と障害者自立支援法違憲訴訟団が交わした基本合意ですが、基本合意には、拙速な障害者自立支援法の導入と応益負担を導入したことへの謝罪、自立

支援法を廃止して、新たに総合福祉法を定める約束などが盛り込まれました。この基本合意は、国が司法の場で約束したものであり、政権がかわっても必ず守らなければならない重い意味があります。

一方で、2009年に障害者当事者が過半数を占めるという画期的な委員会構成による障がい者制度改革推進会議が設置され、そのもとで、総合福祉部会が障害者自立支援法にかわる新法制定に向けて、2011年に骨格提言を発表しました。

この骨格提言は、先ほど述べた2006年に採択された国連の障害者権利条約と基本合意の二つを指針に、どこに住んでいても一定の水準の支援が受けられ、サービス格差をなくす一人一人に合った支援サービスをなど、六つの目指すもの、そして第1章全体の法の柱である10項目の総合福祉法の骨格によって形づくられています。

このような経過のもとで、自立支援法にかわり障害者総合支援法を定める法案が2012年3月に国会に提出され、わずか衆参3時間ずつの審議で6月に成立をします。しかし、この障害者総合支援法は、基本合意どおりに自立支援法を廃止するどころか、自立支援法をそのまま受け継ぎ、骨格提言60項目のうち盛り込まれたのは、共生社会の実現を目指すという法の目的と理念の1項目だけでした。

今回の障害者総合支援法改定に向けての社会保障障害者部会が昨年12月14日にまとめた報告書について、意見書で述べている介護保険との関係ですが、自立支援法の制度設計が、1割の応益負担と月額負担限度額、義務的経費で個別給付される自立支援給付事業、自治体主体の裁量的経費である地域生活支援事業など、介護保険と共通の枠組みとされていることから明らかなように、自立支援法は障害福祉と介護保険を統合させていく狙いを持っていました。

報告書には、障害福祉事務所が介護保険事務所を兼ねるようになりやすくする相談支援専門員とケアマネの連帯推進など、介護保険との連携を進めていくことに言及しており、やがては一元化させようとしています。

また、報告書には、今後の取り組みの基本的な考え方において、現行の枠組みを継続しつつなどと述べていますが、障害者権利条約という文言は見当たらず、基本合意や骨格提言に触れているのは1カ所だけです。

このように、厚労省はこの間の一連の障害者制度改革の議論に基づかず、抜本

的な改革を行うつもりがないのです。日本政府は障害者権利条約を批准し、障害者施策の拡充を約束したのですから、基本合意や骨格提言の原点に立ち返って見直すことが、政府の責任であると考えます。

さらに、三郷町議会では、2012年（平成24年）の3月定例議会で、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書を全会一致で可決しておりますが、その中で、骨格提言を最大限尊重し、反映させることを求めていたことをつけ加えておきまして、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第41、「発議第2号、教育予算を国際水準並みにすることを求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第2号、平成28年3月2日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

教育予算を国際水準並みにすることを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 南 真紀。賛成者 神崎静代、久保安正。

経済協力開発機構(OECD)の加盟国の教育施策に関する調査報告によると、2012年の国内総生産(GDP)に占める日本の教育機関への公的支出割合は3.5%で、OECD平均の4.7%を下回り32カ国中最下位となっています。これで、日本の最下位は6年連続です。

一方で、家計負担も含めた全教育支出は、児童・生徒・学生一人当たりで見ると、日本は11,671ドル(1ドル120円換算約140万円)。OECD平均の10,220ドル(約123万円)を上回り、データのある31カ国中10位となっています。

このことは、日本の教育が家計の重い負担で支えられていることを如実に示しており、特に大学などの高等教育の私費負担は、OECD加盟国平均30.3%に対し、日本は65.7%とOECD平均の2倍以上にのぼっています。

欧米では小中学校が1クラス20~30人になって久しいという時代に、日本では35人学級さえいまだに完全実施されていません。高校の、ようやく実施された授業料無償制度も、2014年度から廃止されてしまいました。大学の学費は、OECD加盟国では半数の国で無償です。そして、ほとんどの国が返済しな

くていい給付制の奨学金制度を設けているのに、高い学費でありながら給付制奨学金がないのは日本だけです。

教育への公的支出をOECD平均並みにするだけで国と地方で約6兆円の増額になります。計画的に引き上げることで、ゆきとどいた教育が実施でき私費負担も減らすことができます。

よって、当議会は、政府及び国会に対し、世界的にも異常な高額費や劣悪な教育条件などの抜本的改善に取り組むために、教育予算を国際水準並みにすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2016年3月、奈良県三郷町議会。

提出先：内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(伊藤勇二) ただいま朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

3番、南 真紀議員。

3番(南 真紀)(登壇) 提案理由を申します。

経済協力開発機構(OECD)とは、EU加盟国21カ国と、そのほか日本、アメリカ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウエー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエルの13カ国、全部で34カ国が加盟しており、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関で、世界最大のシンクタンクとも呼ばれています。

そのOECDの教育施策に関する調査報告によると、2012年の国内総生産に占める日本の教育機関への国と自治体による公的支出割合は、比較可能な32カ国中最下位です。一方、家計負担も含めた全教育支出は、児童・生徒・学生一人当たりで見ると、日本はデータのある31カ国中10位となっています。このことは、日本の教育が家計の重い負担で支えられていることをあらわしています。公的支出割合が低いことが日本の教育条件を大変劣悪なものにしています。

小中学校の教育にとって、少人数学級が大変重要です。欧米では小中学校がークラス20人から30人になって久しいという時代に、いまだに35人学級さえ実施されていないのです。

日本では、少人数学級を実施するには先生の数を増やさなければなりません。

今、国会に提出されている国の予算によれば、2016年度の教職員の定数については、少子化に伴う自然減が3,100人、学校統廃合で900人、合わせて4,000人の削減を見込んでいます。加配定数は525人の増員ですが、結果として教職員数は3,475人の減となり、自然減を上回る純減は、第2次安倍内閣となって以来3年連続であり、純減数も3年間で最高の375人となっています。少人数学級の実現は、多くの父母、教職員の願いです。

安倍首相は、昨年2月の予算委員会で、日本共産党の畑野君枝衆議院議員の質問に対し、さらに35人学級の実現に向け努力していきたいと答弁しています。今回の教職員の削減は、こうした少人数学級の実現を求める流れから後退するものです。

また、教員は多忙の上、長時間労働を強いられ、子ども達と向き合う時間を奪われています。2013年の教員の年間の法定勤務時間数は、OECD平均が約1,600時間であるのに対して、日本は約1,900時間と300時間も長くなっています。

その一方で、勤務時間に占める授業時間の割合は、初等教育で、OECD平均は49%に対して日本は39%、前期中等教育で、OECD平均41%に対して日本は32%、後期中等教育で、OECD平均40%に対して日本は27%と、授業時間が占める割合が低くなっています。これは、勤務時間が長いにもかかわらず、多くの時間が事務処理や授業の準備、生活指導や生徒指導、教員会議などといった授業以外の活動に費やされていることをあらわしています。先生を増やして、少人数学級を実施すべきです。

高等学校のようやく実施された授業料無償制度も、2014年度に廃止されてしまいました。2013年11月に、それまで実施されていた国公立高等学校の授業料を徴収しない制度を廃止し、私立高校などに実施していた就学支援金制度に一本化し、その支給には所得制限を設ける法改定が行われました。これにより、全ての高校で有償教育が前提となりました。所得制限の導入は、教育を権利ではなく支援の対象として扱うものです。理念的にも、教育を受ける権利を無償教育の実現によって保障していく世界の流れに逆らっています。

次は大学などの高等教育についてです。

OECDは、高等教育の授業料の水準と公的補助の水準の高い低いを、四つのモデルに分類しています。日本、韓国、チリは高い授業料と低い補助に該当しま

す。韓国は、対策として、給付制奨学金制度の対象を、2008年から生活保護受給者から低所得者層、そして中所得層へと順次拡大してきています。チリでは、2011年に大学授業料無償化などを要求する学生運動が大きく発展し、昨年、低所得者層の授業料を国立、私立とも無償にするなど、教育改革が実施されました。

日本は国際的に見ても高い授業料なのに、財務省は国立大学の授業料をさらに値上げしようとしています。奨学金は2016年予算で見ると、無利子奨学金貸与人数は47万4,000人、有利子奨学金貸与人数が84万4,000人となっており、依然としては有利子が無利子の2倍近くの規模になっています。

また、給付制奨学金については、導入されないばかりか、今後、導入の検討もされていません。子どもには豊かな教育を受けて希望する道を進んでほしい、それが親の切なる願いです。教育への公的負担が先進国で最低の日本、親が経済的にも無理をしてでも子の進学を支え、子どもも苦労しています。国はもっと教育を支える手を打つべきです。子ども達の夢や可能性を重い教育費の負担で潰すことのないように。

以上、提案理由です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第42、「発議第3号、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第3号、平成28年3月2日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 深木健宏。賛成者 山田勝男、高岡 進、下村 修。

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることはとても重要である。

しかしながら欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化割合は著しく低く、近年異常気象等の災害による電柱の倒壊に伴う救援救助等への影響や、いたましい通学児童の交通事故、急激なインバウンド効果による海外

観光客の増加などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

つきましては、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や責務、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、公共の福祉の確保や生活の向上、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律案の早期成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月、奈良県三郷町議会。

提出先 衆議院議長殿、参議院議長殿。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいまの朗読の発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

10番、深木健宏議員。

10番（深木健宏）（登壇） 提案理由の説明を申し上げます。

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、防災性の向上から災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、目的を踏まえた上で、基本理念として、1、国民の理解と関心を深めつつ、無電柱化を推進していく。2、国、地方公共団体、関係事業者の適切な役割分担、3、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献等を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、無電柱化の推進に係る計画の策定、その他必要な事項を定めることにより、無電柱化推進に関する策定を総合的、計画的かつ迅速に推進する必要があります。

既に、平成7年3月に無線共同溝の整備等に関する特別措置法が、平成7年6月には同法施行令並びに施行規則が制定されていますが、これは工法が電線共同溝の整備等に関するもので、この法律による無電柱化の整備状況を見ましても、政令市等でも無電柱化は進んでおらず、無電柱化率が5%を超えているのは、東京23区、大阪市及び名古屋市のみです。ちなみに、奈良県は1.8%ほどです。

片や、電柱本数の推移を見ますと、平成20年には3,525万本から平成24年には3,552万本と、実に27万本増加し、年に約7万本の増加となって

おります。

この度の法整備につきましては、無電柱化は、地域の実状に応じ、コスト縮減に可能な手法を活用しながら無電柱化を実施するものであります。効率的な無電柱化には、幾つかの手法が無電柱化に係るガイドラインとして示されております。

一つ、同時施工。歩道整備等の道路事業等が電線に共同溝と同時期に計画されている場合には、工期等を調整し、同時に施工するものであります。

また、一つ、地中化方式以外の手法の活用。条件の整う箇所では、軒下、裏配線等の手法を地域の実状に応じて活用するものであります。

一つ、浅層埋設方式。従来よりもコンパクトな浅層埋設方式を活用するものであります。

一つ、既存ストックの有効活用。既設の地中管路について、管路所有者と協議の上、可能であれば電線共同溝等の一部として活用していくものであります。

以上のような方法がある中、先に述べました浅層埋設方式では、過日2月22日には、電線等の埋設物に関する設置基準が見直しされたところであります。交通量の少ない生活道路（例えば舗装設計交通量が1日250台）の舗装の厚さ約50センチの場合、電線の頂部との距離は、これまでの80センチから最大35センチ（ケーブル及び径150ミリ）まで浅くすることが可能となります。歩道部では従来よりも25センチ浅くできております。

これらの施工に当たっては、費用負担の割合、すなわち電線管理者負担、道路管理者負担等の割合の明確化とあわせて、政府は必要な法制上、財政上または税制上その他の措置を実施し、これらを踏まえ、速やかに地域に合った法整備を推進し、災害の防止、安全で円滑な交通の確保、推進計画の策定等を定め、地域経済の健全な発展に貢献する無電柱化の推進に関する法律の整備を強く要望するものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～10頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開は、午前 11 時 30 分とします。

休 憩 午前 11 時 08 分

再 開 午前 11 時 30 分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第 43、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第 55 条、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願ひします。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、1 問目の質問をさせていただきます。

昨年 10 月 15 日に、日本共産党議員団が、2016 年度予算編成に当たっての要望を提出をいたしました。その中に、保険料の高騰を抑え、介護保険を持続可能な制度にするためには、国に国庫負担の割合を介護保険が始まる前の 50% まで引き下げよう求めるとともに、一般会計からの繰り入れも視野に入れて検討されたいという要望を出しましたが、それに対して、町は、介護保険料への一般会計からの繰り入れは、保険料減免分に対する一般財源の導入については適切でない、国の示す 3 原則にあるように、一般会計からの基準外繰り入れは適当ではないと考へますという回答をいただいております。

確かに、厚生労働省は自治体が行っている介護保険の減免に対して、1、保険料の全額免除、2、収入のみに着目した一律の減免、3、保険料減免に対する一般財源の繰り入れを不適切とする 3 原則を自治体に示しております。この 3 原則

について、2002年3月19日の参議院厚生労働委員会で、我が党の井上美代、当時の参議院議員が質問をしております。

この三つの原則というのは、地方自治法上、国の関与の仕組みの中で何に当たるのかという質問に対して、地方自治法第245条第1号のイに規定する、助言あるいは勧告に当たると答えております。その助言もしくは勧告の場合、自治体はそれに従う義務があるのかという質問に対して、法律上の義務というものは無いというふうに解釈しているというふうに答えております。

それで、それを受けて、坂口厚労大臣ですけれども、私たちは奨励していないが、自治体の皆さんがそれを乗り越えてやるということはそれは絶対だめだ、やめろということまでは言っていないというふうに大臣も言っております。

また、北海道の長沼町、北斗町、稚内市など、一般会計から繰り入れている自治体もあるので、介護保険のほうへの一般会計からの繰り入れは可能ではないかと考えますが、町はどのように考えておられますか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

介護保険の給付に必要な財源につきましては、基本的には40歳以上の皆様が納めていただいている保険料で50%、残りの50%のうち、国が25%、県及び市町村がそれぞれ12.5%の負担割合で運営をされております。この市町村の12.5%分が一般会計から介護保険特別会計へ法定分の繰り入れとして、介護保険法第124条に規定されております。

一方、法定分以外の繰り入れを禁じる法令上の規定は設けられておりませんが、国のルールとして市町村に周知されているのが、保険料減免3原則であります。この3原則は、平成13年に厚生労働省から示されており、その内容は、議員のご質問にもありましたとおり、一つに、保険料は全額免除せず、一部の減免にとどめる、二つ目は、収入以外の資産も含めて、個別に減免の可否を判断する、三つ目は、財源として税収などの一般財源を活用せず、保険料を充当するといった内容であります。

そこで、本町にありましては、これまで3原則の趣旨にのっとり、法定分以外の繰り入れは行っておりませんが、議員のご質問にあります介護保険料への一般会計からの繰り入れにつきましては、法定分以外の繰り入れは、先に述べました

ように、繰り入れを禁じる法令規定はなく、また、3原則も従う義務がないということを経済で答弁されていることからすれば、一般会計から法定分以外の繰り入れも可能であると判断いたします。

しかし、法定分以外の繰り入れが可能であるとはいえ、一般会計からの繰り入れが常態化すると財政を圧迫することになり、ひいては他の施策にも支障を来す可能性も考えられるため、本町にありましては、今後も一般会計からの繰り入れは、国が示している3原則の趣旨に基づき、ルール分の繰り入れを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 可能ではあるけれども、三郷町としては、これからもこの3原則にのっとって、なるべく繰り入れはしたくないという答弁だったと思うんですけれども、平成29年度からは総合事業も始まりますし、やっぱり介護保険を運営していく上では大変な費用がかかってくることになると思いますので、そういった事態になったときには繰り入れも考えるべきではないかと私も思っていますので、そういった時期が来たときには、そういうことを考えていただきたいということを要望しておきまして、この質問については終わります。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 同じく介護保険の問題なんですけれども、これも2016年度の予算編成に当たっての共産党議員団が提出したものの中的一个なんですけれども、要支援者向けのサービスを総合事業に移行しても、現在のホームヘルプ、デイサービスを必要とする全ての要支援者が利用できるようにされたいという要望を出しておりますが、町は、介護保険の申請については、申請者の意思を尊重し、介護予防チェックリストは総合事業の一つのツールとして活用しますと回答されています。その一つのツールとして活用するということがどういうことなのか、具体的に説明をお願いします。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

介護予防チェックリストにつきましては、これまで二次予防の事業対象者を把握するために利用しておりました基本チェックリストを、今回、総合事業の開始と同時に、こういった総合事業のサービス、例えば介護予防事業や生活援助、また、住宅改修や福祉用具貸与といったサービスが利用できるか振り分けるために、本人の状況を確認するためのツールとして利用することになります。

具体的な活用方法につきましては、窓口において、生活の困り事などの相談でお越しになった要介護認定を持っておられない65歳以上の被保険者に対して、社会参加、運動機能、栄養改善、口腔機能、閉じこもり、認知機能、鬱予防の七つに分類された24項目の質問と、体重・身長を加えた25項目で構成されている基本チェックリストに、「はい」または「いいえ」の回答を記入いただき、それぞれの分類で該当する項目の数によって、利用できるサービスの振り分けを行うものであります。

今回、この基本チェックリストを活用することにより、総合事業のみを利用される場合には、要介護認定などを省略して迅速なサービスの利用の提供ができ、また、ご本人自身では気づきにくい心身の衰えなど、現在の健康状態を知ることができるツールとしても活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 総合事業に移行することで、介護保険利用の入り口である町の窓口では、これまでは介護保険利用希望者から相談があった場合、介護認定を受ければ介護サービスが利用できるということを説明して、認定申請を受け付けてきたわけですけれども、今度、総合事業が実施されると、明らかに要介護認定が必要な場合は、あなたは要介護認定の手続をしましょうねということになるんですけれども、そうでない場合、その判断が、今おっしゃってたように生活の困り事などで来られた場合で、本人が言わない場合もあるんですけれども、本当は介護申請をしたいと思って窓口に来られてるんだけれども、それをちゃんと聞かないで、このチェックリストをやって、ああ、あなたはこれですねというふうに振り分ける、そういうような心配がないのかということが全国的に言われております。

もし、本当は認定を専門的な人たちの支援による介護保険を利用するのが本来の場合と、やっぱり単なる生活援助というのはちょっと違うと思うので、結果として、

要支援者の状態を悪化させることによって、給付費が逆に膨らんでしまうという
ようなおそれもあります。

私、以前にも、2014年の12月議会でも、この総合事業の話が出たときに、
介護認定を避けて、チェックリストを誘導するというようなことがあってはなら
ないと。窓口の人が見たときには、総合事業のほうじゃないかなということでは
あったとしても、本人がやっぱり介護申請をしたいと、やっぱり介護保険のほう
でやりたいという希望がある場合には、いやいや、あなたは私が見た感じではこ
のチェックリストでいいですよというようなことがあってはならないと思うんで
すけれども、やっぱり申請をしたいという人にはちゃんと申請権を尊重してい
ただきたいと思いますけれども、その辺のほうについてお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、神崎議員の2問目の再質問にお答えを
いたしたいと思います。

介護認定を避けてチェックリストを誘導するということでありますけれども、
これにつきましては、議員の再質問にありましたとおり、明らかに介護認定が必
要な場合、また予防給付によるサービスを希望される場合、そして、チェックリ
ストの活用・実施により要介護認定等の申請が必要と判断した場合には、申請手
続を行うというふうにされており、いずれにいたしましても、本人さんの希望を
尊重して手続を行ってまいりたいと考えておりますので、担当いたします健康課、
また地域包括支援センターには、その旨を徹底していきたいというふうに考えて
おります。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午前11時47分

議長（伊藤勇二） それでは、休憩を解き、再開します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。久保議員。

2番（久保安正）（登壇） 1問目の質問をさせていただきます。選挙投票所の増設等
の見直しをということでございます。選挙管理委員会の事務局が総務であります
もので、お尋ねをいたします。

－ 昨年7月に、イーストヒルズ勢野自治会が、投票所について、急激に人口が増加した勢野北地区に対して、三郷町としてもきちんとした対応をとることを求めた要望書を提出したというふうに聞いております。それから、昨年4月に行いました一斉地方選挙のあとで、信貴ヶ丘の有権者の方や、それから夕陽ヶ丘の有権者の方々から、年をとって投票所に行くのが大変になってきた、もっと近くにあるとありがたいという声が寄せられてきました。

投票所については設置基準があるかと思えます。まず、その設置基準、どういうものがあるのかをお聞かせください。

それから、投票所を増設した場合、今ある投票所につきましては、国政選挙、それから県政選挙については全額、国、県から費用が来ているかと思うんですけども、基準を超えて設置した場合の費用負担は、国政選挙、県政選挙ではどうなのかということ。

それから、今、三郷町、10カ所投票所があるわけですけども、基準の中でもうちょっと増やすことができるのか、いやいや、基準いっぱいいっぱいになっているのかということもお聞かせをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、時間も急いでいるようですので、久保議員の1問目のご質問にお答えをしたいと思います。

選挙における投票所につきましては、公職選挙法の規定により、市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされております。投票所の設置基準につきましては、法令の定めはございませんけども、かなり以前のこととなりますが、国からの通知においては、1カ所の有権者数については、おおむね3,000人以内、投票所までの距離については、おおむね3キロメートル以内とする一定の基準が示されたところでございます。

ご質問のとおり、三郷町選挙管理委員会では、平成26年7月に投票所の適正配置についてご要望をお受けしたことから、投票所の設置基準について、有権者数での基準は、国と同様のおおむね3,000人以内を基準としつつも、坂道の多い三郷町の地形的特性も十分考慮した上で、国の示した距離基準よりも厳しい、おおむね1キロ以内とし、これに基づいて各投票所の再検証を行い、投票区の分割や再編、投票所の増設について、これまで協議・検討を重ねてきたところで

ざいます。

なお、投票所の増設に当たっては、選挙備品購入費等の設置時における経費のほか、運営経費として、投票立会人等の報酬、職員・臨時職員の人件費、ポスター掲示場の設置経費、会場使用料等の負担が必要となります。

平成26年度執行の衆議院議員総選挙における国の執行経費基準では、投票所経費として、1カ所当たり31万5,672円となっておりますが、当町の試算では、これを若干上回る経費を毎回要するものと見込んでおります。

また、費用負担もさることながら、投票立会人や投票事務に従事する職員、臨時職員の確保が現状でもかなり困難なことから、さまざまなコストや人的確保が増設した場合には増加するということから踏まえまして、投票所の増設については、これまで慎重な検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、ご質問にもありましたように、勢野東、勢野西、勢野北地区が含まれる三郷町の第4投票所につきましては、勢野北地区の一部で投票所までの距離が1キロメートルを超える地域が生じておりました。また、有権者数につきましても3,800人を超え、今後もまだ増加する見込みであることから、昨年12月の選挙管理委員会において、同地区に新たに投票所を増設することを正式に決定し、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用することとしたものでございます。

これによりまして、信貴山地区を除き、町内のほぼ全域において、投票所までの直線距離がおおむね0.5キロメートル、500メートル以内となり、有権者数につきましても、全投票所で3,000人以内となる見通しであることから、近隣の同規模自治体と比べましても、面積当たりの投票所の数は十分に確保できており、その配置についても適正なものであると考えておるところでございます。

なお、これは昨年、平成27年12月2日現在の名簿登録者数で第4投票区の有権者数なんですが、3,838人でした。しかしながら、今回、投票所を新設することに伴いまして、これまでの第4投票区は1,213人減少し、2,625人となります。その移行した分は新しい第11投票所、場所はイーストヒルズ勢野自治会館を予定させていただいておりますが、そちらの名簿登録者は1,213人となることとなります。

それから、議員ご質問の、標準経費があつてそれを上回る場合は経費として、例えば国の選挙や県の選挙の場合、その費用は見てもらえないのかというような

ことで、その場合はどうなるんだというようなご質問もあったやに思いますけども、基本的には今申し上げたように、投票所運用経費としては先ほど申し上げた金額でございますけども、それぞれに基準経費というのが算定されております。

したがって、今回、1カ所増設をさせていただくことによって、例えば国の選挙であったり県の選挙で、その分は見てもらえないかというようなことにはならない。かといって、極端に数の多いことになってきますと全体額を算定されますので、その場合は交付額が必要額を下回るというようなことも、場合によれば発生するやもしれませんが、基本、ある程度の範疇は賄えるだろうとは思いますが、先ほども申しましたように、近隣の他の設置状況等を勘案した場合に、それほど極端に、坂道はあるとはいっても、特段、投票所まで遠い、遠過ぎて行けないというような状況にはないと考えておりますので、三郷町の場合は、これをもって適切な配置ができているものということで考えるものでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から答弁いただいたんですけども、第4投票所を分けて、あれはイーストヒルズ勢野自治会館に新たにもう1カ所を設置するというので、その点は評価をいたします。

今、部長からもありましたけど、いろんな問題点があるかと思うんですけども、国民主権にとって選挙は大変重要です。したがって、できるだけ有権者の方が投票所に足を運びやすい環境をやっぱりつくるべきだというふうに思っています。

特に、今、高齢者が増えてきております。それから、部長からさっきもありましたけど、三郷町はどうしても坂が多いということがありまして、せんだって、前行われた選挙のときも、去年の一斉地方選挙のときに、夕陽ヶ丘の有権者の方々から、何とかならないかという、東信貴ヶ丘の自治会館に移ったのを何とかならないかという意見等々も寄せられております。

したがって、状況は変化をしていきますもので、有権者の状態が変化していくことがありますもので、引き続き状況の変化に対応して、投票所の数や場所等々をまた見直しをしていただきたいと思います。今すぐどうこうということではございませんけど、引き続き見直しをしていただきたいと思いますということを、選管の委員長も見えていますので、一つよろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 自衛官募集のための中卒、高卒、大卒予定者情報の自衛隊への提供は廃止をとということで質問させていただきます。

自衛官の募集については、従来は、自衛隊法施行令第 120 条に基づいて、情報が提供されておりました。この自衛隊法施行令第 120 条というのは、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるという施行令であります。この自衛隊法施行令第 120 条に基づいて、三郷町ではこれまで、中卒、それから高卒、大卒の予定者の名簿が紙媒体等によって自衛隊に提出をされておりました。

2000 年の第 54 回国連総会において、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書が採択され、18 歳未満の自国の軍隊の構成員をなくすことがこの議定書でうたわれました。そのことを踏まえて、2009 年（平成 21 年）に自衛隊法が改正をされ、中卒以上 17 歳未満の男子が入学する、これは神奈川県横須賀にありますけども、陸上自衛隊高等工科大学は、自衛官という身分が生徒に変更されました。したがって、自衛官の募集について定めている自衛隊法施行令第 120 条は、中卒予定者には適用できなくなりました。

それにもかかわらず、平成 22 年（2010 年度）から 2013 年度（平成 25 年度）までの 4 年間にわたって、自衛隊奈良地方協力本部は三郷町に対して、中卒予定者の名簿の紙媒体による提出を求め続けました。これは自衛隊法施行令第 120 条に基づいて求め続けました。三郷町もそれに対して、紙媒体による中卒予定者のリストを提供してきました。これは防衛省と三郷町がこの 4 年間、法令違反を行っていたということでもあります。

こういう事態が、これは三郷町だけじゃなくて全国的に起きていたために、防衛大臣は都道府県知事宛てに文書を提出することになりました。その文書の中では、一部の自衛隊地方協力本部が適切でない方法で募集事務に関する提出依頼を行ったことが判明し、誠に遺憾に思います、こういう文書を都道府県知事宛てに提出をする事態になりました。

それで、2013年度まではそういうことで法令違反が行われたわけですが、2014年度、平成26年度ですが、中卒予定者について、今度は自衛隊法施行令ではなくて、住民基本台帳法第11条に基づく閲覧が行われました。この住民基本台帳法第11条というのは、国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳を閲覧させることを請求することができるという法律でありますけども、この法に基づいて、中卒予定者に対しての閲覧が行われました。

ところが、この法律には、3項で次のような規定があります。市町村長は、毎年、少なくとも1回、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要、その他総務省令で定める事項を公表するものとする。いわゆる閲覧した人を公表しなきゃだめですよということがこの法で書かれているわけですが、この2014年度（平成26年）に住民基本台帳法に基づいて閲覧させたにもかかわらず、三郷町は、公表については広報で年に1回行われているんですけども、この公表の中に、自衛隊が閲覧したということは書かれておりません。ここでも違法行為が行われたということでございます。

今申し上げたように、自衛官の募集ということで、自衛隊に中卒者、高卒者、大卒者の三郷町の住民の個人情報を提供しておるんですけども、国と町が法令違反を繰り返してきたということを真摯に反省するならば、今後は、国に対する情報の提供を三郷町は廃止すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。少なくとも、自衛隊法の施行令に基づく名簿の紙媒体による提供は、これは廃止をすべきだ。多くの自治体が廃止をしておりますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保議員の2問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

自衛官募集に関する事務につきましては、自衛隊法第97条によりまして、都道府県知事及び市町村長は、法令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うと規定されており、また、自衛隊法施行令120条においては、先ほども議員からもありましたように、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとなっております。

このことから、自衛隊奈良地方協力本部からの適齢者情報の提供依頼に対しまして、これまで紙媒体による情報提供を行ってまいりました。

しかしながら、先ほどもありましたが、平成21年度に自衛隊法の一部が改正され、陸上自衛隊の学校の生徒の身分が新設されるとともに、当該生徒を防衛省の職員の定員外とする改正が行われました。これによりまして、陸上自衛隊高等工科学校の募集適齢者である中学校卒業予定者は、自衛官及び自衛官候補生ではなくなり、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条に基づいた情報提供は求めることができないこととなりました。

本町におきましては、自衛隊奈良地方協力本部からの依頼とはいえ、中学校卒業予定者の名簿を、平成21年度から25年度までは紙媒体で情報提供を行ってまいりました。また、平成26年度においては、紙媒体での情報提供は中止したものの、中学校卒業予定者についても、これまでと同様に閲覧により情報を提供してきたところでございます。

しかしながら、その後において、これらの対応が不適切であることを認識し、本年度、平成27年度からは、中学校卒業予定者はもちろんのこと、高等学校及び大学卒業予定者につきましても、紙媒体での情報提供は行わず、他所からの申し出に対する対応と同様、住民基本台帳の閲覧で対処することと改めたところでございます。

なお、議員のご質問の中で、平成26年度は中学校卒業予定者について、自衛隊法施行令ではなく、住民基本台帳法第11条に基づく閲覧が行われて、法に定められている閲覧状況を公表せずということでのご指摘がございました。この件に関しましては、住民基本台帳法による閲覧ではなく、自衛隊募集事務を所管しております総務課において、以前まで名簿で提出していた中学校卒業予定者情報を、26年度は閲覧をしていただいたということで、ちょっと住基法の閲覧とは三郷町としては捉えはしておりませんでして、そこは相違があるかというふうに思います。

ただ、いずれにいたしましても、これまでの不適切な対応を猛省するとともに、今後においては、このようなことのないよう、関係法令を厳正に遵守してまいりたいというふうに考えております。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 自衛隊法施行令120条に基づく情報提供を行わないとい

うことで、一步前進だというふうに思っております。私としては、これは法的に難しいのかもしれませんが、住基台帳の閲覧も、うーんというふうに思うんですけど、これはちょっと法的な問題はわかりませんので、おいておきます。

今、部長からちょっとありましたけど、平成26年度(2014年度)の情報提供の問題ですけども、住基台帳ではなかったと、総務課が情報を提供したんだということがお話がありましたけども、総務課が個人情報をお自衛隊に提供したとなると、今度は個人情報保護条例の違反の問題が出てくるというふうに思います。三郷町個人情報保護条例第11条、固有個人情報の目的外利用及び外部提供の制限、実施機関、これは総務課も入ると思いますけど、実施機関は、収集の取り扱い目的の範囲を超えた保有関係情報を利用し、または実施機関以外の者に提供してはならない。この個人情報保護条例に違反するんじゃないかというふうに私は考えます。

いずれにしろ、法令違反があったということは認められたということで、今後、紙媒体による情報提供は行わないという答弁がありましたもので、それはそれで前進だというふうに評価をして、質問を終わります。

議長(伊藤勇二) 2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時30分

議長(伊藤勇二) 休憩を解き、再開します。

それでは、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。南議員。

3番(南 真紀)(登壇) 質問させていただきます。「福祉医療費助成の所得制限撤廃について」質問させていただきます。

これまで、私たち日本共産党は、福祉医療費助成制度について、所得制限撤廃を求めてきました。昨年10月にも共産党議員団は、2016年度予算編成に当たっての要望を町長に提出し、その中で、全ての所得制限を撤廃されたい。近隣でも撤廃している町がありますと求めました。それに対して、町からは、当町の財政状況や近隣町の状況を勘案しながら、検討していきたいと考えておりますという回答がありました。検討の中身についてお答えをください。

議長(伊藤勇二) 大西健康福祉部長。

健康福祉部長(大西孝浩)(登壇) それでは、南議員の1問目のご質問にお答えをさ

せていただきたいと思います。

福祉医療制度の所得制限撤廃につきましては、先ほどの町長の提案説明でもありましたとおり、本年4月から子育て支援の一環として、子ども医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度における所得制限を撤廃いたします。

なお、心身障害者医療費助成制度及び重度心身障害老人等医療費助成制度につきましては、引き続き所得制限を設けていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） まず、三郷町も福祉医療費助成のうち、子どもの医療費とひとり親家庭等の医療費助成の所得制限を撤廃していくとのことで、大変評価いたします。

ところで、2014年9月議会で、当時の佐々木議員の質問に対して、大西部長は、福祉政策全体の考え方として、一定基準を設け助成の必要性の高い対象者に実施している福祉医療助成制度は、福祉政策の一環なので、今までどおり所得制限を設けていきたいと答弁しています。子どもの医療費とひとり親家庭等医療費助成は、子ども子育て支援であると同時に福祉政策でもあるわけですので、ほかの医療費についても所得制限を撤廃する方向で、今後、検討をお願いできませんでしょうか。

議長（伊藤勇二） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは、南議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回所得制限を撤廃いたしましたうち、二つの助成制度につきましては、子育て支援の一環として所得制限を撤廃させていただきました。残る心身障害者及び重度心身障害老人等医療費助成につきましては、福祉医療費の所得制限を設けた根拠であります県の検討委員会が意見した、所得制限を撤廃して一定以上所得のある方も制度の対象とした場合、助成の必要性の低い方をも受給することとなるため、福祉の制度は一定基準を設け、助成の必要性の高い対象者に事業を実施することで、本来の福祉医療制度の事業効果を発揮させるという意見に基づき、本町におきましても所得制限を設けておりますので、その考え方により、引き続き所得制限を設けていきたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 1 問目の質問は終了しました。

続きまして、2 問目の質問に移ります。

3 番、南 真紀議員。

3 番（南 真紀）（登壇） 二つ目の質問をさせていただきます。「学校現場からの備品、教材などの要望については積極的な対応を」ということについて質問させていただきます。

昨年10月に共産党議員団が町長に提出した、2016年度予算編成に当たっての要望の中で、学校現場からの電子黒板、図書などの備品、教材の要望については、引き続き積極的な対応をされたいと求めました。町の回答は、電子黒板などの備品や教材の要望については、毎年、学校長と協議を行い、優先順位を確認しながら、できる限り対応するよう努めております。電子黒板などのICT教育に関する備品については、今後、計画的に整備する方向で検討しておりますとありましたが、どのような計画を立てているのか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、南議員の2 問目のご質問にお答えさせていただきます。

学校の備品、教材などの購入につきましては、ご質問のとおり、各学校別にヒアリングを行うなど、学校現場からの要望にしっかりと耳を傾け、優先順位を確認しながら、費用対効果も含め予算措置をしております。

ご質問の電子黒板などの教育ICT機器について、今後どのような計画を立てているのかについて説明させていただきます。

教育ICTに関しましては、従前から先進地へ視察に行くなど取り組んでいるところでありますが、特に平成27年度では、新年度からの導入も視野に入れながら、各学校においてICT機器を使った研修を行うなど、積極的に進めてまいりました。

このことを踏まえ、教育ICT機器の整備といたしまして、3カ年で国の目標数値に達するよう整備することとし、初年度である平成28年度予算におきましては、電子黒板及び書画カメラ、実物投影機ですけれども、を両小学校で14台、中学校で8台、合わせて22台を、また、児童生徒用タブレットにつきましては、両小学校で140台、中学校で80台、合計220台の配置を予定しております。

なお、学校別の詳細につきましては、文教厚生常任委員会で説明をさせていた

だく予定でございます。

そして、あわせまして、平成28年度からのICT教育を推進していく中で、ICT機器をより効果的に活用することや、教職員の負担や機器に対する操作方の不安を軽減するため、専門のICT支援員1名を配置し、ICT教育に関する助言や補助、またノウハウを活用し、子ども達が楽しくわかりやすい授業が行えるよう考えておるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 3カ年計画ということで今伺いましたが、大体お幾らぐらいと考えられておりますでしょうか。例えば初年度幾らとか、できたらお答えいただけるとありがたいと思います。お願いします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、教育ICTの整備につきましては3カ年を予定しており、平成28年度は全体の3分の1と見込んでおりまして、全体の費用といたしまして、28年度は4,981万3,000円を計上しております。

したがって、全体の額といたしましては、その約3倍であります1億5,000万円を想定しておるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） 議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

質問通告では、土砂災害警戒区域の開発についてというふうになっています。三郷町には、奈良県が指定をした土砂災害警戒区域が数カ所ございます。今回、私が質問をいたしますのは、西和医療センター裏の勢野東6丁目の山斜面の開発についてでございます。

土砂災害警戒区域につきましては、役所の担当者はご理解していると思うんですけども、警戒区域と特別警戒区域の区別がありまして、警戒区域をイエローゾーン、特別警戒区域をレッドゾーンというふうに分けておりまして、警戒区域につきましては、開発等が規制はされておられません。特別警戒区域については、開

発に許可制がとられており、建物等の構造物にも規制があり、既存の住宅等では、場合によっては撤去、移住・移転を命じられることがあるというふうになっておりますが、今回の開発につきましては、ただの警戒区域ですので、開発には支障がございません。

ただ、私のところに1月の下旬に、地元の方々だと思っておりますけども、抗議のお電話がありまして、佐野さん、ここ、開発していいとこなんかというふうにお電話がありまして、いや、ここは警戒区域ですので、開発に規制はかかっていませんよというふうにお答えをしたんですけども、いや、この地域は雨のたびに大和川の増水の危険があって、避難準備をしたり避難をしたりしている。この山を崩されると、一体どういうふうな水の流れになるんや。イエローゾーンだって危険がないというわけではないでしょうというふうにおっしゃられました。

確かに県のほうも、レッドゾーンだから危険、イエローゾーンだからまだましというふうな認識はしておらず、イエローゾーンの地域でも危険性があるという認識でありますけども、今回につきましては、県のほうは開発を許可しております。

この一般通告をしたあとに県のほうにお伺いをしまして、その経緯とか業者の安全対策等につきましてはお話を伺っておりますが、町として、今の開発の現状、開発することによってこの斜面がどういうふうになっていくのか、また、この開発によって安全性が高まるのであるかどうか、現在の認識をお答えください。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 佐野議員のご質問にお答えします。

初めに、ご質問にあります勢野東の開発申請における経過、概要について述べさせていただきます。

平成27年6月22日付で、大阪府吹田市豊津町17-5、株式会社タガミより、都市計画法第32条に基づく公共施設管理者協議書を受け、関係課による内容等の協議、審査を行いまして、9月7日に事前協議済書を交付いたしました。

その後、9月30日付で、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可申請書を受理し、10月14日付で県に進達、その後、平成28年1月21日付をもって、開発許可の通知書が交付されているところです。

申請地は勢野東6丁目136番の一部のほか9筆、開発面積は2,989.8

7平方メートル、建築計画は、老人ホーム（サービス付き高齢者賃貸住宅）で、1棟72床、地上4階建てとなっております。

この造成によって安全性はどう変わるのか、現状の認識についてのご質問をいただいたと思います。本開発申請については、ご質問にありますとおり、土砂災害防止法に基づいて指定されているイエローゾーン内ではありますが、造成工事自体については特段の規制はございません。

しかしながら、県によります開発許可に際しましては、造成計画が許可の技術基準に適合するかどうか、また、地質調査資料に基づく法面安定計算書などについても適正であるのか、詳細に審査されているところです。あわせて、防災対策についても十分留意しながら工事施工するよう行政指導された上で、開発許可に至っていることを県建築課にも確認したところでございます。

現在は、開発業者が本造成工事に伴う安全対策工事として、土砂流出や雨水による浸水被害を防止するための調整池を設置する予定をされておりました。この調整池については、工事完了後においても撤去せず存置されることから、防災効果を果たすものだと、このように考えております。

このように、開発許可に当たりましては、イエローゾーンに限りませず、県により開発許可基準に適合しているのかの審査を経た上で、防災に関しても指導監督されている状況であることから、本開発行為の安全性については確保されているものと認識しているところです。

今後は、工事完了に至るまで開発区域及びその周辺地域の土砂災害の被害が及ぶことのないように、また、地元自治会や周辺住民の方々からの要望等についても、県と連携を図りながら、開発業者に対し必要な安全対策を講じられるよう指導してまいりたい、このように考えているところです。

以上です。

議長（伊藤勇二） 佐野議員、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 先ほど部長から答弁いただきましたように、私が県のほうにお伺いしたときも、三つの対策が行われていると。1点は、擁壁についてコンクリートブロックでしっかりと固めるということと、もう一つは、道路等のアスファルト、地面につきましては透水性のあるアスファルトを使用することによって、地面にしっかりと水が含まれるようにというふうな点が2点目、3点目は、貯水槽を設けるということで、降った雨がいきなり住宅地のほうに押し寄せてく

るのではなくて、一定量を施設の中でためていくという対策がとられているというふうな形で説明を受けております。

今回の警戒区域につきましては、市町村が求められているのは避難情報の伝達で、避難体制の整備、これが警戒区域では町村の責務という形になっているんですけども、三郷町は既にハザードマップを作成をし、地域の皆さんにお配りをしています。それで一つ町としての責務は果たしているものと思います。

この開発によりまして多少変化があると思いますので、今後、三郷町が考えている避難対応、あるいは災害対策について説明をいただきたいんですけども、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問にありましたように、町が考えている避難を含めた災害対策ということでのご質問かということで、三郷町の地域防災計画は、平成25年に全面改正し、その時点での法令に準じた記載を行っているところでございますけども、平成26年10月に土砂災害防止法が一部改正され、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等、防災上の配慮を要する方が利用する施設につきましては、名称・所在地を記載し、情報伝達体制を定めるものとされたところでございます。これまで、本町の土砂災害警戒区域内には当該施設がなかったことから、地域防災計画への記載はございませんでした。

しかしながら、今回の開発によりまして、サービス付き高齢者賃貸住宅が開設されるということから、国に問い合わせましたところ、当該施設が土砂災害防止法上の防災上の配慮を要する方が利用する施設かどうかというのは、市町村の防災会議が判断するものということの回答を得ております。

このことから、本年度におきまして、地域防災計画の一部見直しに伴いまして、三郷町防災会議を開催する予定をしておりますことから、その際において、本施設につきましてもお諮りをいたしまして、会議において記載する必要があると判断されましたら、施設名称等を記載するとともに、災害時の対応について確認をしてみたいと思います。

なお、具体的な防災関連の対応といたしましては、先ほどもちょっとありましたが、情報伝達手段としての防災行政無線、これの個別受信機の設置を施設側に

呼びかけるとともに、町と施設のそれぞれの管理者に情報伝達責任者というのを設けまして、迅速かつ緊密な連絡体制を整備したいと考えておるところでございます。

また、実際の避難に関しましても、避難のタイミングであるとか避難先、避難経路等について、事前の確認と調整を行うとともに、共助という観点から、地元自治会でありますとか自主防災組織の方々ともご理解とご協力をいただきながら、防災対策を講じてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

次に、8番、辰己圭一議員。

8番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり、質問させていただきます。

廃食用油のリサイクルについてですが、国は、地球温暖化防止の推進として、地域のバイオマス資源を活用したバイオスタウンの構築、それから、特色のあるエネルギー資源の地産地消等、地域全体での低炭素社会を推進されています。また、新しい雇用を生む新産業の育成等といった観点からも重要だと考えております。

現在、再生可能エネルギーを活用したさまざまな取り組みが全国各地で行われておりますが、我が町三郷町でも、生ごみの処理の液肥づくりや木製ペレットの製造、そして太陽光パネルの設置、それから、一般家庭から廃食用油の回収を行い、石けんとして再利用されております。これらの事業は非常にすばらしく、CO₂削減に貢献されていると思います。

そこでお聞きしたいのですが、この廃食用油の新たな活用方法として、給食センターや病院などの施設、それから飲食店などからも廃食用油を回収して、バイオディーゼル燃料を製造して、例えばですけども、清掃センターのパッカー車や重機、それから農機具、そして電気を生み出す発電機などの新たな燃料として活用されたらと思うのですが、いかがでしょうか。

このバイオディーゼル燃料の製造装置は、確かに安いものではありません。大体50リットルの製造装置で、約360万ほどします。ちなみに、バイオディーゼル燃料の1リットル当たりの原価コストは約24円ぐらいですけども、現在、軽油もかなり安くなってはおりますけども、それでも4分の1程度で済みますの

で、長い目で見れば財源の確保にもなるんじゃないかなと思っております。

また、環境にもやさしく、排気ガスは黒煙の発生を3分の1に抑えまして、それから、小児ぜんそくやアトピーの原因と言われる硫黄酸化物がほとんど発生しません。また、経済産業省や農林水産省などの7府省が行っておりますバイオマス産業都市に認定されれば補助金制度が受けられますし、それに国が運営されているJ-クレジット制度というものがあり、これはCO₂削減量に対して、資金としてお金がいただける制度です。こういった制度もあるので、活用していただけたらと思っております。

このバイオディーゼル燃料はさまざまな可能性があるので、ぜひ取り入れていただけたらなと考えておるんですけども、町としての考え方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 辰己議員のご質問にお答えします。

当町では、焼却施設の長寿命化を図るため、焼却ごみの減量対策や資源化について検討、取り組みを進めてまいりました。

まず、平成24年度には、刈り草の堆肥化や剪定枝のチップ化を開始し、25年度には一般廃棄物処理基本計画を策定し、より具体的な目標数値を設定したところです。この年度は、バイオディーゼル燃料（BDF）の製造・活用や生ごみ処理における先進地での取り組みについて、視察等を実施した時期でもございました。

このような状況下、25年12月議会における神崎議員の一般質問、可燃ごみの減量化についての回答の中でも、生ごみの堆肥化も廃食油のBDF化を検討している旨の回答をさせていただいたところです。

今年度（平成27年度）から開始いたしました生ごみ資源化モデル事業や、町営浴場もみじ湯のペレットボイラーへの更新に伴う木質ペレット製造も、この一環として開始した事業でございます。

ご質問にありますBDFの活用についても、資源化推進や環境面の観点から、視察に加え、近隣町からの聞き取り等で検討を重ねてきた経緯がございました。その中で、大きく分けて三つの課題が明らかになってまいりました。

一つ目は、BDF製造の問題として、製造機器を導入し精製するのか、廃食油を民間会社等に引き渡し、BDFを購入するのかということでありました。精製

となれば副産物として排出されるグリセリンの処分が困難な状況であることや、税法に抵触することなく非課税で自動車に使用するには、軽油等を混和させずに、B D F 1 0 0 %で作動させる必要があること。

二つ目は、回収の方法の問題として、事業所等から排出される廃食油は産業廃棄物になり、一般家庭から排出される廃食油については一般廃棄物に分類されるため、適正な処理や手続を行って回収するための回収方法や業務体制をどのように組み込むのかという課題。

最後に、一番大きな課題となったものが、B D Fの活用方法であります。近隣の自治体で、収集車等に活用されていた斑鳩町と平群町に車両等への影響を確認したところ、エンジンの出力低下が起きる、燃料フィルターがすぐに詰まる、マフラーから白煙が多くなり、きついにおいがするといったことから、現在は2町とも利用されていない状況でありました。さらに自動車メーカーに確認しましたところ、エンジンに対するメーカー保証はできないというような回答でもありました。このようなことから、B D Fの活用に向けた検討は、現在のところ見合わせている状況でございます。

ただ、廃食油の焼却や埋め立て、下水放流といった処理は環境汚染の原因になることから、適正な処理方法について、当町に見合った方法を検討してまいりたい、このように考えているところです。

以上です。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。やっぱり想像どおり、あまりいいお答えをいただけなかったのかなと思うんですけども、確かに、奈良県でも数年前までは、天理や田原本、それから生駒市でバイオディーゼル燃料事業を実施されていましたが、今のところは、現在、中止をされています。ですので、三郷町としてもやっぱり慎重になられるのも十分理解はできます。

実は、先日、生駒市の当初のバイオディーゼル事業をやられていた担当の方にちょっといろいろ聞いていたんですけども、なぜやめられたかという理由を聞かせてもらったんですけども、11月の下旬の寒い時期のときに、いきなりパッカー車がエンジンがとまったそうなんですけども、原因は、これ、簡単に言うと、粘度の高い油で、きちんと分離ができてなかったらしいです。

それがきっかけでやめられたんですけども、もともと製造機器の購入はどうさ

れたんかということを知っていたんですけど、実は一般市民の方から寄贈されたものだったらしくて、きちんとした取扱説明書もなく、詳しい技術者もそばにいなかったと。いろいろ電話で問い合わせた聞いて、初めは見よう見まねでやっていたということをお聞きしてはいたんですけども、ほかにもよく似た原因で、例えば今おっしゃったように、燃料フィルターが詰まったりとか、そういうのが原因でやめられたということも聞いているんですけど、数年前までは確かに粗悪な製造装置も多くて、品質管理もちゃんとできてないことがやっぱり多かったらしいんです。

しかし、成功されている事例も全国的にたくさんあるんですけども、例えば、私の知り合いが愛媛県の今治市で、もう今から7年ぐらい前ですかね、ガソリンスタンドを運営されている方なんですけども、自社でバイオディーゼル燃料を製造して、それから販売もされているんですけども、いまだに別に問題なく運営されているということです。

それから、有名どころでは大手ローソンさんが、兵庫県の姫路市の店舗で、今年の2月からですけども、からあげクンとかで使われる使用済みの天ぷら油を一旦回収して、プラントへ持って帰って、そこでバイオディーゼル燃料に変えられて、それから、その店舗の横にバイオマス発電という発電機を設置して、2月から稼働されているんですけども、これを聞くと、太陽光パネルと組み合わせて、ほかの店舗と比べたら、今まで電力会社から買っていた電気代が約7割削減できるそうです。テレビでもちょっと報道されていたんですけども。

最後に、森町長にお尋ねしたいんですけども、三郷町においても、一般家庭から出るだけではなく、各施設から仮に廃食油を回収することができれば、さらなるごみの減量化にもなりますし、もちろんCO₂の削減にもなるんですけども、どれぐらいの財源の確保ができるかわからないんですけども、そういったことも踏まえて、前向きに検討していただけないかなと思っておるんですけども、森町長のお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 辰己議員の再質問にお答えしたいと思います。

BDF、要はバイオディーゼル燃料ということで、再生可能エネルギーにもなるものだというので、何年か前から、三郷町もこれを何とかしたいなと思って検討をしてみいました。先ほど西村部長のほうから回答があったように、

検討した結果、非常にマイナスの部分ばかりが出てきたんですね。生駒市さんのほうにも、私、機械を見せてもらいに行きました。そしたら、やはりおっしゃったとおり、よく勉強されているなと思ったのは、生駒市さんは近所に工場がありまして、その工場で自分らがつくられた機械で、そこでBDFをつくっておられたということで、もともと、製品としてつくられた機械じゃなかったの、なかなか使いにくいんですという私にも回答がありました。

それともう1点。生駒市さんで教えてもらった中には、廃食用油を今度BDFに変えるときに、メタノールを添加しなければならない。そのメタノール自身が危険物なんですよということを教えていただきました。

この二つが非常にまずいなということと、それと、100%のBDFじゃなかったらだめだというさっき回答をさせていただいたんですが、最近になって、やはり車両に対する危惧が出てきたので、5%しか入れたらだめだという、B5というものに今変わっているみたいです。ですから、たくさんつくっても5%しか入れられないので、あまりそういうものには有益ではないのかなと思いました。

そこで、そう言っても、三郷町は今、給食センターで年間2,000リッターぐらいであったと思います。それと、この役場の自販機の前に、各住民さんがわざわざ持ってきていただいている廃食油、これが1,800リッター。

(「いえ、900です。給食センターで約2,000弱ですね。そして、役場のほうで、今年度、まだ1月途中ですけども、850です」の声あり)

町長(森 宏範)(登壇) ということで、そういう量があるということで、確かに量は出ています。そして、まだ家庭からそのまま廃棄されるのも結構あると思いますので、それを集めれば相当な量にはなると思うんです。

今、マイナスのことばかり言いましたけれども、これから28年度において、先ほど提案の中でも話をさせていただきました、再生可能エネルギー等導入調査というのを提案させていただこうと思います。三郷町でエネルギーの賦存量を調査して、何に使えるか、そして、どういう形でCO₂の削減なりできるのかという調査を1年かけてしようと思っておりますので、またそこでこの廃食油の使い方検討もしてまいりたいと思いますので、また議員、いい提案がありましたらどうぞおっしゃっていただいて、ともにCO₂の削減を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、質問に入らせていただきます。

今回、質問事項、期日前投票所の増設と投票所運営方針についてということで質問させていただきます。

ご存知のとおり、本年執行予定の参議院議員通常選挙より、18歳以上の未成年者も投票に参加する見込みとなりました。しかしながら、総務省が発表している昭和42年から現在までの有権者の年代別の投票率の推移を見ると、一貫して一番投票率が高いのが60歳代であり、そこから上下年代が離れるほどに投票率が下がっていき、20歳代については、平成26年12月に行われた第47回衆議院議員総選挙において、32.58%という最も低い投票率を記録するに至っています。ちなみに、このときの60歳代の投票率は68.28%ということで、まさに2倍以上の投票率の差があるという事実がございます。

この傾向から考えますと、今後行われる選挙において10歳代の有権者が出てきたとしても、その方たちが実際に投票行動に移られる割合は、相当低いものになるのではないかと予測されます。

従前から投票率の向上のために啓発活動等努力をされていらっしゃると思いますが、それによって政治的な関心を高める活動はもちろん重要なんですけども、あわせて、投票の権利を行使しやすいようにアクセスを改善する、いわゆる投票コストを低減させる、そういう努力もまた必要ではないかと考えます。

つきましては、現状、三郷町役場内に限られております期日前投票所の場所を、通勤・通学の途上となる駅前等の、若年世代にとって気軽に投票に行くことのできる場所、例えば、最近、高市早苗大臣が2月8日に、大学のキャンパス内に期日前投票所を設置するように働きかけたいというふうに答弁されましたけども、そのように大学内ということも考えられるかと思えますけれども、そのような場所に増設をされてはいかがでしょうか。

そのほかにも、共通投票所が設置可能となる公職選挙法の改正案が発表されるなど、今後の投票所の運営は見直すことのできる余地も多くなるものと考えられます。今後の投票所の運営改善に関する町の方針をお聞きいたします。よろしく

お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、木谷議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

近年、国政選挙、地方選挙を問わず、全国的に特に若年世代の投票率の低下は顕著であり、本町におきましても、平成26年12月に執行された衆議院議員総選挙におきまして、一つの投票所のサンプル調査の結果をしてみると、20代が29.6%で、全世代中最も低く、議員もおっしゃっていましたように、60代が67.8%で最も高いということで、全く国と同様の傾向が本町でも見られるという状況でございます。

一方、期日前投票につきましては、直近3回の選挙において、全投票者に占める期日前投票者の割合はおおむね20%、約2割となっており、投票機会の確保と投票率の向上の観点から、重要な位置づけになっているものと認識しているところでもございます。

国においても同様の認識のもと、期日前投票所を駅前やショッピングセンター等に増設することができるよう、公職選挙法の一部を改正するとともに、ご質問の中にもありましたように、全ての有権者が投票可能な共通投票所を設置できるようにするための法改正も予定されているところでもございます。

しかし、その一方で、公正で正確な選挙執行をするため、二重投票やなりすまし投票を防止する必要があることから、期日前投票所を増設する場合には、安全な専用回線で投票所と役場本庁の選挙システムをオンラインで結ぶことが前提となるというふうに考えております。

また、本町においては、期日前投票所の設置場所であります役場自身が、駅に隣接といたしますか、結構近い距離にありまして、駐車場の確保やバリアフリーの観点からも、十分にその利便性は確保されているのではないかなというふうに考えてもおるところでございます。

加えて、町内に多くの利用が見込まれる大型のショッピングセンターがないことなど、投票管理者や立会人の確保、設置場所や設置スペース、また適切な職員配置等、さまざまな課題の解消と費用負担が伴うことから、期日前投票所の増設については、慎重な検討を要するものではないかというふうに考えているところでございます。

また、議員ご質問のように、18歳からということで大学生も投票ができるということから、大学キャンパス内というようなことのご質問も中にはあったように思います。町内には奈良学園大学もございます関係上、そこも一端ではないかと思いますが、奈良学園大学の学生さんの総数、また、学生さんであっても、住民票を三郷町に持ってこられない学生さんもおいでになるというようなことも聞きますので、その辺も十分に調べた上で、キャンパス内での期日前投票所設置については、なかなか検討を要するのではないかなというふうに考えております。

また、共通投票所についても、先ほど申し上げましたとおり、全投票所をオンラインで結ぶ必要があり、当町では、投票日当日における選挙システムを現在導入しておりませんことから、それらのインフラ整備を考え合わせますと、相当な経費を要することから、現在のところ、設置をする予定は持っていません。

しかしながら、投票率の向上と投票機会の確保については喫緊の課題であることから、先ほど久保議員からのご質問にもお答えいたしましたとおり、選挙管理委員会において、投票所までの距離や有権者数の基準の見直しを行い、投票所全体を再検証した結果、本年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から、若年者の有権者の多い勢野北地区に投票所を1カ所増設させていただくということを決めたところでもございます。

また、選挙権年齢が18歳へ引き下げられることに伴いまして、この世代への政治的関心を高める手段の一つとして、昨年10月に、町内にあります西和清陵高校の3年生を対象に、奈良県選挙管理委員会と合同で、選挙の出前授業、それと模擬投票の実演、これを学校で行わせていただきました。

以上のことから、現時点での期日前投票所の増設、共通投票所の設置は考えておりませんが、今後とも、投票機会の確保、投票所へのアクセス改善について随時検証するとともに、投票率の向上を図る取り組みを継続的かつ積極的に進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） お答えいただきまして、ありがとうございます。おおむね、すぐには期日前投票所の増設という方向にはなかなか難しいということでお答えいただいたように解釈いたしました。

ただ、今回、二重投票、なりすまし投票の防止のためにセキュリティが重要で

ある。全くそのとおりだと思います。そのために、今回、専用回線でオンラインで接続するということが前提になるということでご答弁いただきましたけれども、実際、このあたりが必ずしもそれが必要かということ、実はそうではないのではないかと、ということで、今回、問題提起させていただきたいと思います。

例えばですけれども、松山市というところがございます。松山市の選挙管理委員会さんの発表によりますと、大学内に期日前投票所を設置されたそうなんですけれども、その際、二重投票、なりすまし投票の防止のために、専用回線、オンラインで接続という手段をとられずに、投票の際に、投票所と役場との間で携帯電話でやりとりをされるという、台帳の照会を携帯電話でされるという手段をとられたというふうに聞いております。

そのような創意工夫もございまして、この期日前投票所の設置費用はおおむね20万円で行われた。しかも、そのうち会場費が4万円を占めていたということですので、会場費がもし必要ないところでございますたら、16万円ほどで期日前投票所が設けられたはずだという話で考えられるのではないかと思います。

もっとも、この期日前投票所、選挙期間内全ての日程において開かれていたわけではなくて、最終の水曜、木曜、金曜の3日間限定で開かれたというような経緯がございます。このように、一つのメインの期日前投票所は選挙期間内ずっと開いていないといけないということのようなんですけれども、2カ所目以降のものについては弾力的な運用が可能だということですので、そういうもろもろ、弾力的運用によって、費用の問題であるとか、そういう問題を回避することができる手段があると、必ずあるというふうに考えております。何とぞ今後もそういう創意工夫を検討していただきまして、前向きに検討を重ねていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 木谷議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員ご質問でおっしゃっていただいたように、確かに私の先ほどの説明では、システムのオンライン化ということで申し上げました。対応としては、二重投票であったりなりすましを防止するということで、それを防ぐための手段としてのオンライン化ということなんですけど、実際には、先ほどの事例もありましたように、必ずしも必須ではないようです。ただし、やはりそういう事態が起こってか

らでは取り返しが見つからないということからすれば、そういう選挙に関しては万全を期すべきだろうということから、万全を期すには、必須ではないけども、やはりそういうシステムを構築してやるべきではないかというのが先ほどの回答でございました。

代替手法として、最近のことですから携帯電話も普及しておりますので、それで投票者の方を一々事務局とやりとりをして、二重がないかどうか、既にもう投票は済まされてないかとかというような確認も、やり方によってはできるんじゃないかということですが、そこは投票に来られる方の件数の問題でもあろうかと思えます。窓口受付で大変混雑をしてくると、やはりずっと投票事務ができない、投票ができないというようなことになっても、これもまた有権者の方にご迷惑をかけるということ。

それから、期日前の期間中全部開かなくても、限定的にこの日とこの日を開設するというような方法もあるよというようなことだったと思えますけども、やはり有権者の側からすると、まず、そういう期日前投票所というのを限られた日に限ってのみ開設するというのは、これもまた紛らわしいところも生まれてきて、何で今日はあいてないのみたいなことにもなりかねんのかなというふうにも考えたりします。ただ、それらは実際にまでこれからの検討事項であるというふうに思えます。

したがいまして、議員から頂戴しましたただいまのご意見を、選挙管理委員会がこれは決定することでございますので、その中でまたしっかりとお諮りをいただいて、どのようにしていくのが投票率の向上につながっていくのかということも踏まえて、今後、十分に協議、検討をいただくということでご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再々質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） すいません。一言だけ申し上げたいと思えます。

先ほど、携帯電話で逐一確認してということで、窓口で投票者の方をお待たせしてはいけない。確かにそれはそのとおりなんですけど、期日前投票所を置くことで、それだけ人がいらっしゃるという効果が上がるのであれば、そのときは専用回線の導入を検討していただきたい事例に当たると思えますので、一度これで始められて、次に改善ということも考えられるのではないかなと思ひまして、提

案させていただきます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 2時27分